○農林水産省告示第二百九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、乾燥スープの日本農林規格（昭和五十年五月三十日農林省告示第六百二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年三月十四日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の乾燥スープの日本農林規格により格付の表示が付された乾燥スープについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条から第五条までの表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年九月十三日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第二百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、醸造酢の日本農林規格（昭和五十四年六月八日農林水産省告示第八百一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年三月十四日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の醸造酢の日本農林規格により格付の表示が付された醸造酢については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の1の規定（国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192―1995, Rev. 7―2006）3.2の規定に係る部分に限る。）の適用については、同項の1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の2及び3の規定の適用については、同項の2及び3の規定にかかわらず、平成二十七年九月十三日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第二百十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ドレッシングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十四日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年二月十二日農林水産省告示第二百八号（ドレッシングの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合におけるドレッシングについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、乾燥スープについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十四日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年二月十二日農林水産省告示第二百九号（乾燥スープの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における乾燥スープについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、醸造酢についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十四日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年二月十二日農林水産省告示第二百十号（醸造酢の日本農林規格の一部を改正する件）附則第三項の規定に基づき格付を行う場合における醸造酢についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上田市下室賀字日向山一四一一の四九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日向山一四一一の四九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県長野市信更町田野口字大森三一八八の一、三一八九、三一九〇の一、三一九三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正